

地方単独事業について



平成23年6月13日

総務大臣 片山善博

社会保障サービスにおける地方単独事業

- 1 今回の「社会保障改革案」に示された「社会保障給付費」推計対象は、技術的な理由などから基本的に年金などの国の事業及び地方団体が実施する社会保障サービスのうち国庫補助負担事業に限定されている。
- 2 「地方単独事業」とは、地方団体が行う事業のうち国庫補助負担事業以外のものを指し、その大半は、「法令等により義務づけられたもの」、「全国的に実施されておりその上に立って国庫補助負担事業が制度化されているもの」であり、それらの中には、国庫補助負担事業が同化定着したため地方分権の観点から一般財源化されたものもある。また、離島、山村、過疎、豪雪地帯などについては、地域の実情に応じて特別に実施される事業であっても、その地域の住民にとっては必要不可欠なものが多い。
- 3 社会保障サービスのうち、年金以外のものはほとんどが地方団体により提供されており、それが国庫補助負担事業であるか地方単独事業であるかは、国民には分からないし、国民にとっては区別する実益がない。両者が一体として安心・安全な国民生活に寄与しているものである。
- 4 従って、今回の社会保障と税の一体改革の検討にあたっては、国の事業及び国庫補助負担事業を中心とした「社会保障給付費」という狭い概念で議論するのではなく、「地方単独事業」を含めた社会保障サービスの全体像を国民に提示して、その財源問題を議論すべきである。

地方単独事業9. 2兆円(2015年度ベースの推計)の内訳(具体例は主な事業)

未定稿

(単位:兆円)

法令等により義務づけられた事業 約4.8兆円				小計	全国的に実施されている事業 約1.4兆円			小計	分別未済の事業 約3.0兆円	小計	合計
介護	介護保険運営	0.24		0.25	介護用品等支給	0.01	0.01	その他	0.00	0.26	
医療	国民健康保険事業	0.79	特定疾患治療調査研究	0.06	2.15	乳幼児医療費助成(就学前に限る)	0.27	0.72	その他	0.66	3.53
	公立病院(一般会計負担分)	0.50	救急医療対策(周産期医療、休日夜間等)	0.06		障害者(児)医療費助成	0.26		医療関係		
	保健所、市町村保健センター	0.30	広域病院負担金、診療所運営補助	0.04		母子(父子)家庭医療費助成	0.07		健康対策		
	インフルエンザ等予防接種	0.14	成人健診	0.03							
	がん検診	0.12	新型インフルエンザ対策	0.02							
子ども・子育て	保育所(公立・私立)	0.75	放課後児童対策	0.05	1.64	子ども子育て関連助成金等	0.27	0.28	その他	0.40	2.32
	幼稚園(公立・私立)	0.28	児童相談所・一時保護所	0.04		多子世帯保育料等軽減	0.01		施設運営等		
	乳幼児健診・妊婦健診	0.11	次世代育成支援対策	0.03							
	児童館・児童遊園	0.09	幼稚園就園奨励費補助	0.03							
	準要保護児童生徒援助・給食援助	0.08	児童福祉施設等運営補助	0.03							
	知的障害児施設	0.06	母子保健対策	0.02							
介護、医療、子ども・子育て 小計				4.04			1.01		1.06	6.11	
その他				0.80			0.38		1.92	3.10	
障害者福祉	障害者施設	0.08	小規模作業所等運営補助	0.03	0.23	障害者(児)福祉手当等	0.11	0.16	その他	0.32	0.71
	障害者自立支援・社会参加促進	0.03	障害者(児)居宅介護・活動支援	0.02		障害者タクシー・バス等運賃助成	0.04		障害者福祉		
	障害者地域生活支援	0.03	精神保健福祉施設	0.01							
高齢者福祉	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	0.11	老人福祉センター等老人福祉施設	0.08	0.31	高齢者バス等運営・助成、敬老パス	0.07	0.08	その他	0.72	1.11
その他	福祉事務所	0.11			0.26	社会福祉団体運営費補助	0.09	0.14	その他	0.88	1.28
									低所得対策等		
合計				4.84			1.39		2.98	9.21	

<推計方法(詳細は、別紙のとおり)>

- 2009年度決算統計をもとに、国費に関連する社会保障給付費(公費)の伸びを踏まえ推計
- 上記は、施設整備のための経費、敬老事業(祝い金・記念品等)、乳幼児医療費助成のうち義務教育就学前以外にかかる部分、衛生費のうち社会保障以外の経費(公害関係事業、衛生研究所など)、災害救助費、本庁人件費等の経費は除外している

(注)・「法令等により義務づけられた事業」は、事業ごと、法令ごとに判断している

・「分別未済の事業」は、事案の具体的実施方法ごとではなく、目的別に大括りに計上されたものである

2015年度の地方負担額の推計方法

【新】

【新】

5/23 提出資料
2010年度推計

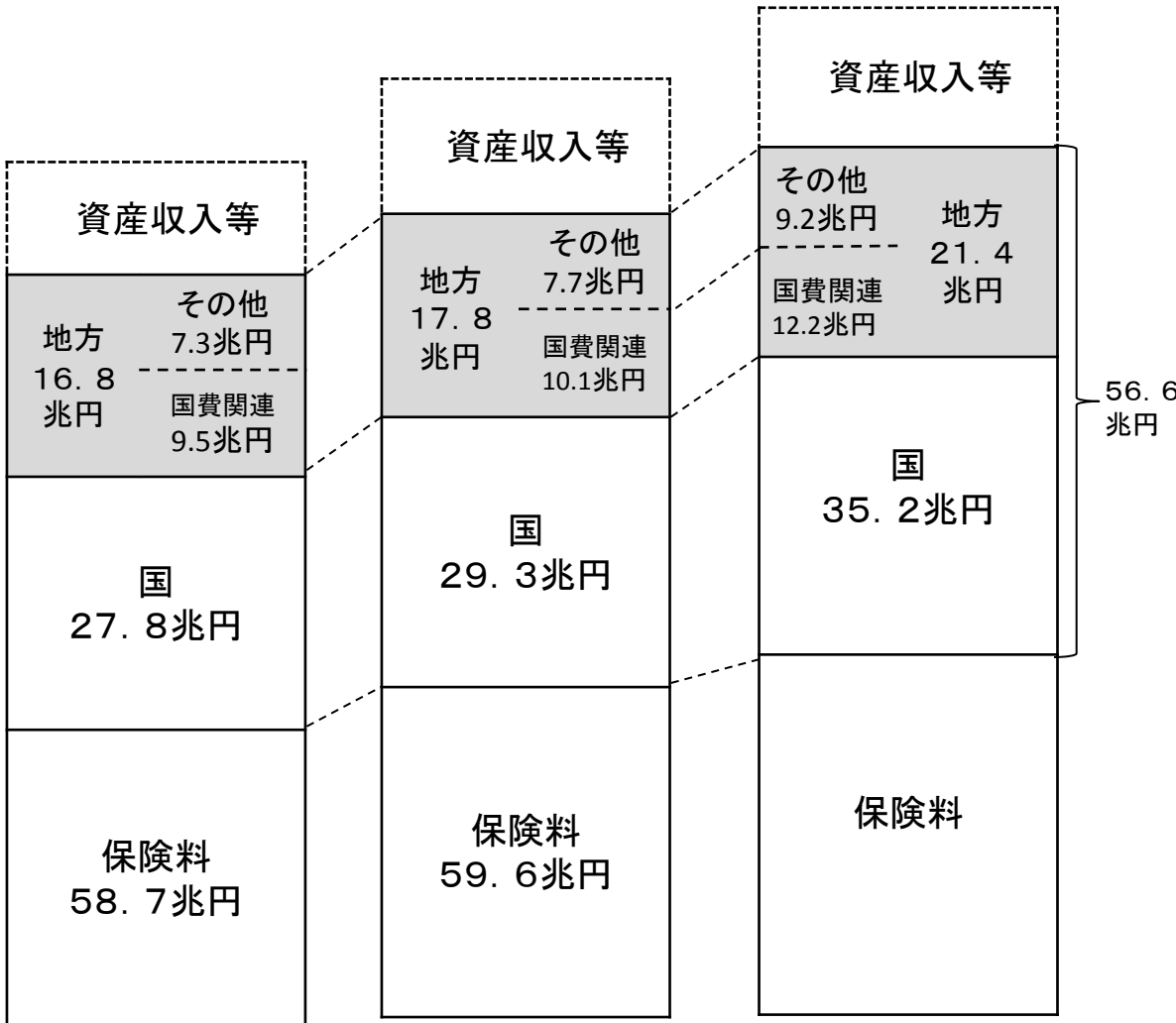
社会保障サービス
全体の負担

6/2 改革案を踏まえた
2011年度推計

社会保障サービス
全体の負担

6/2 改革案を踏まえた
2015年度推計

社会保障サービス
全体の負担



○ 6月2日の集中検討会議で、初めて2011年度ベースの国費に関連する「社会保障給付費」が示されたことから、地方負担についても1年更新し、2009年度の決算統計をもとに2011年度の全体の地方負担(17.8兆円)を推計し直した。このため、国費に関連する地方負担以外の地方負担は従来の7.3兆円から7.7兆円に増加。

○ 2009年度の決算統計をもとにした推計の方法は下記のとおり。

- ・決算統計上の民生費(災害救助費を除く)、衛生費(清掃費を除く)、労働費、教育費の一部(幼稚園)について、総務省において、個別の事業の実績額を調査。
- ・その上で、施設整備のための経費、敬老事業(祝い金、記念品等)、乳幼児医療費助成のうち義務教育就学前以外にかかる部分、衛生費のうち公害関係事業や生活衛生分野、本庁人件費などを除外。

○ また、同会議で2015年度ベースの「社会保障給付費(公費)」が示されていることから、2011年度の国と地方の負担割合と同じであることを前提にするとともに、地方負担にも同程度の伸びが見込まれることを前提に、2015年度の地方単独事業を9.2兆円と推計。

- 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の区別なく提供されている。
- このため、国民に対する給付と負担の視点から、社会保障制度改革に伴う費用推計を行う際には、地方単独事業を含めた社会保障サービス全体を対象に。

社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

項目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設)(保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費※【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

注: 地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値

下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの

※: 地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される(平成20年度実績 350億円(うち乳幼児分69億円))